

平成 16 年度

感染症流行予測調査実施要領

厚生労働省健康局

結核感染症課

目 次

疾病別実施地区数及び対象数	2
実施要領の主な改訂点及び注意事項	3
第1 流行予測調査の概要	7
第2 ポリオ	10
感染源調査	10
第3 インフルエンザ	11
1 感受性調査	11
2 新型インフルエンザウイルスの出現を想定した感染源調査	12
第4 日本脳炎	14
1 感染源調査	14
2 感受性調査	14
3 確認患者調査	15
第5 風 疹	16
感受性調査	16
第6 麻 疹	17
感受性調査	17
第7 血清取扱い要領	18
(別紙) 『感染症流行予測調査事業』への参加のお願い(案)	20
『国内血清銀行』への血清保存のお願い(案)	21

疾病別実施地区数及び対象数

	ポリオ		インフル(A)		インフル(B)		日本脳炎				風疹		麻疹		合 計	
	感染源調査		感受性調査		感染源調査		感染源調査		感受性調査		感受性調査		感受性調査		地区数	対象数
	地区数	対象数	地区数	対象数	地区数	対象数	地区数	対象数	地区数	対象数	地区数	対象数	地区数	対象数		
01 北海道	1	60	1	225	1	通年 90	1	70					1	225	5	670
02 青森					1	通年 90	1	70							2	160
03 岩手	1	60			1	夏 70									2	130
04 宮城								1	70	1	225	1	360		3	655
05 秋田			1	225	1	通年 90	1	70					1	225	4	610
06 山形	1	60	1	225							1	360	1	225	4	870
07 福島	1	60	1	225											2	285
08 茨城					1	通年 90	1	80							2	170
09 栃木					1	通年 90	1	80							2	170
10 群馬			1	225	1	冬 80					1	360			3	665
11 埼玉					1	夏 80					1	360			2	440
12 千葉			1	225	1	冬 80	1	80					1	225	4	610
13 東京	1	60	1	225	1	通年 90	1	80	1	225	1	360	1	225	7	1,265
14 神奈川			1	225	1	夏 80	1	80							3	385
15 新潟			1	225	1	通年 90	1	80	1	225	1	360	1	225	6	1,205
16 富山	1	60	1	225	1	通年 90	1	80							4	455
17 石川							1	80							1	80
18 福井			1	225											1	225
19 山梨			1	225	1	通年 90	1	80			1	360			4	755
20 長野	1	60	1	225							1	360	1	225	4	870
21 岐阜	1	60			1	冬 80									2	140
22 静岡			1	225	1	通年 90	1	80							3	395
23 愛知	1	60	1	225	1	通年 90									3	375
24 三重					1	通年 90	1	80			1	360			3	530
25 滋賀					1	通年 90	1	80							32	170
26 京都			1	225	1	通年 90									2	315
27 大阪					1	夏と冬 90							1	225	2	315
28 兵庫	1	60			1	通年 90	1	80							3	230
29 奈良	1	60													1	60
30 和歌山					1	夏 80	1	80							2	160
31 鳥取					1	通年 90	1	80							2	170
32 島根					1	夏 80	1	80							2	160
33 岡山	1	60													1	60
34 広島					1	通年 90	1	80	1	225					3	395
35 山口	1	60	1	225					1	225	1	360	1	225	5	1,095
36 徳島					1	夏 80	1	80							2	160
37 香川					1	夏 80	1	80					1	225	3	385
38 愛媛	1	60	1	225	1	通年 90	1	80							4	455
39 高知			1	225	1	通年 90	1	80	1	225	1	360	1	225	6	1,205
40 福岡	1	60			1	夏 80	1	80			1	360			4	580
41 佐賀			1	225	1	通年 90	1	80	1	225					4	620
42 長崎							1	80							1	80
43 熊本			1	225				1	80	1	225				3	530
44 大分					1	夏 80	1	80							2	160
45 宮崎			1	225	1	夏 80	1	80					1	225	4	610
46 鹿児島					1	通年 90	1	80							2	170
47 沖縄					1	通年 90	1	100			1	360	1	225	4	775
合計	15	900	22	4,950	36	3,100	33	2,620	8	1,800	13	4,680	13	2,925	140	20,975

1. 改正点

- (1) インフルエンザ感受性調査には下記の株を使用する。
 - A/New Caledonia (ニューカレドニア) /20/99 (H1N1)
 - A/Wyoming (ワイオミング) /3/2003 (H3N2)
 - B/Shanghai (上海) /361/2002 (山形系統株)
 - B/Brisbane(ブリスベン)/32/2002 (ビクトリア系統) (国立感染症研究所 ウイルス第三部より配布)
- (2) 新型インフルエンザを想定した感染源調査には下記の4株を使用する。
 - 不活化A/swine/埼玉/27/2003 (H1N2) (国立感染症研究所 ウイルス第三部より配布)
 - 不活化A/Vietnam/1194/2004 (NIBRG-14) (H5N1) (国立感染症研究所 ウイルス第三部より配布)
 - 不活化A/mallard/Netherlands/12/2000 (H7N3) (国立感染症研究所 ウイルス第三部より配布)
 - 不活化A/香港/2108/2003 (H9N2) (国立感染症研究所 ウイルス第三部より配布)
- (3) 今年度の新型インフルエンザを想定した感染源調査は、事前に実施したアンケート調査に基づき、調査時期を決定した。通年での調査を実施する都道府県は、6月～2月の9か月間、なるべく県産のブタが集まると畜場1箇所を選定し、各月10頭ずつ選定し、計90頭を客体(検体)とする。冬のみ実施の都道府県は、11月～2月の4か月間、なるべく県産のブタが集まると畜場1箇所を選定し、各月20頭ずつ選定し、計80頭を客体(検体)とする。夏のみ実施の都道府県は、改正点(6)の日本脳炎感染源調査時期及び回数と同じとする。客体の選定にあたり、ブタの種別、性別は問わないが、生後5～8か月のものを対象とすること。
- (4) 新型インフルエンザを想定した感染源調査では、感染症流行予測調査事業検査術式(平成14年6月)19頁に従って、ブタ血清はすべてRDE(II)処理を行う。RDE(II)処理を行った後、七面鳥赤血球を用いて吸収処理を行う。HI試験には0.5%七面鳥赤血球を使用する。赤血球の種類を変更した理由は、A/swine/埼玉/27/2003がニワトリ赤血球に対して、感受性が低いことによる。(尚、ヒトの感受性調査については、昨年と同様0.5%ニワトリ赤血球を用いる。)
- (5) H5あるいはH7あるいはH9抗原に陽性のブタ血清検体については、昨年度と同様に血清の再処理から再検し、複数回の再検後も1:20以上のHI抗体価を示した検体については、再検成績を添付の上、国立感染症研究所ウイルス第三部に送付し双方で確認する。なお、HIのみに陽性反応を示した血清検体は、送付する必要はない(理由は実施要領第3-2-4)を参照)。送付前に感染症情報センター第三室に連絡し、送付の日程について相談すること。
- (6) 日本脳炎感染源調査時期及び回数は、以下の様に変更となる。
 7. 沖縄県は、5月上・中・下旬、6月上・中・下旬、7月上・中・下旬、8月上旬の各旬1回ずつ計10回とする。
 4. 北海道及び東北地方の各県は、7月下旬、8月上・中・下旬、9月の上・中・下旬の各旬1回ずつ計7回とする。

- ウ. 沖縄県以外の近畿地方以西の各府県は、7月上・中・下旬、8月上・中・下旬、9月上・中旬の各旬1回ずつ計8回とする。
- エ. それ以外の各都県は、7月中・下旬、8月上・中・下旬、9月上・中・下旬の各旬1回ずつ計8回とする。

(7) 日本脳炎感受性調査は、当該都道府県につき1地区を選定し、客体（被験者）については、年齢区分を設け、0～4歳、5～9歳、10～14歳、15～19歳、20～29歳、30～39歳、40～49歳、50～59歳、60歳以上の9区分より各25名ずつ、計225名を選定する。日本脳炎感受性調査に使用する細胞およびウイルスを希望する都道府県衛生研究所は、使用に関する注意点があるため、直接下記に問い合わせること。

国立感染症研究所 ウイルス第一部 03-5285-1111（内線 2526）

高崎 智彦

E mail ; takasaki@nih.go.jp

(8) 感染源調査の報告については、前年度と同様の方法で行う。なお、本年よりイニシャルについて記入の必要はない。

2. 注意事項

(1) 結果の速報及び報告の提出期限を厳守すること。

- ・インフルエンザ感受性調査速報 10月16日（金） まで
- ・日本脳炎感染源調査 検査後速やかに
- ・インフルエンザ感染源調査 検査後速やかに（なお、抗原の不活化に時間を要するため、抗原の送付は秋以降になる予定である。抗原送付まで、採取ブタ血清を-20℃以下に保存すること。）
- ・その他の疾病 12月28日（火） まで

(2) 調査術式については、感染症流行予測調査事業検査術式(平成14年6月)を用いて検査を行う。

(3) 検査検体のうち0歳児については、月齢を必ず記入すること。

(4) 予防接種歴については、疾病の流行を予測する上で貴重な情報であるため、できる限り接種回数と最終接種年を報告すること。

(5) 感受性調査結果の報告形式については、平成16年度感染症流行予測調査システムをCD-ROMで配布するので本システムを用いて報告すること（本CD-ROMのみですべてのシステムがインストール可能となる。）。ただし、客体の氏名については記入の必要はない。結果の報告は、FD又は電子メールで送付すること。なお、システム媒体にはバージョンアップと新規インストールが保存されており、新規インストールを選択すると過去のデータがすべて消失するため、新規インストールを選択する場合は、必ず過去のデータを退避してからインストールすること。

宛先〒162-8640 東京都新宿区戸山1-23-1 国立感染症研究所感染症情報センター 第三室
TEL 03 (5285) 1111 (内線 2536、2562)
FAX 03 (5285) 1129
E-mail yosoku@nih.go.jp

- (6) ポリオ感染源調査においては、検体採取時期（当該地区の生ワクチン投与後2ヶ月以上経過した時点）を厳守すること。
- (7) ポリオウイルスが分離同定された場合は、平成12年5月8日付け健医感発第43号厚生省保健医療局結核感染症課長通知「ウイルス行政検査について」の手続きにより、ウイルス行政検査依頼書（あて先は国立感染症研究所所長）を感染研総務部業務課宛に、また、検体に関しては送付前に国立感染症研究所感染症情報センター第三室に連絡し、送付の日程について相談すること。
- (8) インフルエンザ感受性調査時期は、7月から9月（予防接種実施前）が望ましいが、当該シーズンのインフルエンザの流行が終息していることが確実な場合は、この時期以前でも可とする。ただし、5月以降であること。また、当該シーズンのインフルエンザの流行が始まっていないことが確実で、当該シーズンのインフルエンザワクチンの接種を受けていないことが確実な場合は、この時期以降でも可とする。ただし、10月16日以前であること。
- (9) インフルエンザワクチン接種歴については、昨（2003/2004）シーズンの接種回数と一昨（2002/2003）シーズンの接種回数を報告する。
- (10) インフルエンザ感受性調査には、市販のHI抗血清をコントロール血清として同時に測定すること。
- (11) 日本脳炎感染源調査において、1:40以上のHI抗体価を示す検体については、北海道、東北地方を除くすべての都府県において2ME（2-Mercaptoethanol）感受性抗体の測定を行うものとする。北海道、東北地方においては、1:10以上のHI抗体価を示す検体全てについて2ME感受性抗体の測定を行うものとする。
- (12) 日本脳炎患者確認調査については、可能な限り予防接種歴および予後についても調査をお願いしたい。
- (13) 本調査のため被検者から検体を採取する場合、別紙（案）を参考にし、本調査の趣旨及びプライバシーの保護について適切な予防措置が行われることを十分に説明した上、承諾の得られた者について検査を行うこと。
- (14) 同意の得られた血清については、国内血清バンクに個人が特定できないよう保管管理され、将来、新たに見つかった病原体あるいは測定法が開発された疾患等に対する抗体測定、公衆衛生上重要な

疾患の免疫保有状況の調査に利用するものとする。

- (15) 都道府県衛生研究所より国立感染症研究所感染症情報センター第三室へメールにて調査結果を報告する場合は、メール表題の先頭に県番号と県名をつけて送付すること（例：13 東京都）。
- (16) 国立感染症研究所への送付検体については、血清を入れた小アンプルに個人ファイルに従った検体番号を油性インクで直接明記し、その上を透明ビニールテープ等で覆い、消えないようにすること。
- (17) 本年度も、衛生微生物技術協議会第25回研究会(平成16年7月8～9日;於 埼玉)において「厚生労働省感染症流行予測調査事業担当者会議」を開催するためできる限り参加をお願いしたい。

第 1 流行予測調査の概要

1 目的

集団免疫の現況把握及び病原体の検索等の調査を行い、各種疫学資料と併せて検討し、予防接種事業の効果的な運用を図り、さらに長期的視野に立ち総合的に疾病の流行を予測することを目的とする。

2 実施の主体、実施機関、中央と地方の連絡

厚生労働省健康局結核感染症課が、国立感染症研究所（以下「感染研」という。）、都道府県及び地方衛生研究所等の協力を得て実施する。

事業の計画、指導、結果の分析、予測については、中央には中央調査委員会議を設け、各都道府県には地方調査委員会議を設けて実施に協力し、また、各都道府県独自の状況について分析するものとする。

3 流行予測調査の概要

感染症の流行を予測するためには、その疾病の疫学的特性により疾病別に概ね次の諸事項を調査し、その結果を地域、年齢、季節、既往の予防接種歴等について観察分析し、総合的に判断することが必要であると考えられる。

(1) 感受性（免疫力）調査（インフルエンザ、風疹、麻疹、日本脳炎）

流行期前の一時点における社会集団の免疫力（抗体調査等による）保有の程度について、年齢、地域等の別により分布を知る。

(2) 感染源調査（ポリオ、インフルエンザ、日本脳炎）

ア 定点調査

病原体の潜伏状況及び潜在流行を知る。

イ 患者調査

患者について、診断の確認を行うために病原学的及び免疫血清学的検査を行って、病原体の種類と感染源の存在を知る。

(3) その他の疫学的資料（全疾病）

当該疾病についての過去における患者、死者発生の統計資料により、地域、年齢、季節等の要因につき疫学的現象を知る。併せて、流行情例についての疫学的分析を行い資料とする。

4 調査疾病及び対象数

疾病別実施地区数及び対象数（1頁）について調査を実施する。

5 被検者に対する協力の依頼

本調査のため被検者から検体を採取する場合、別紙（案）を参考にし、本調査の主旨及びプライバシーの保護についての適切な予防措置が行われることを十分に説明した上、承諾の得られた者

について検査を行うものとする。したがって、この点を考慮して充分数の客体が得られるよう対象地区等を選定する必要がある。

6 感染研感染症情報センター第三室との関連

流行予測事業によって収集し検査を行った残余血清は、検査結果と合わせ、感染研感染症情報センター第三室に送付するものとするが、その細部については、第7「血清取扱い要領」によることとする。

7 実施の手順

本事業の実施は原則として次の順に従って行う。

- (1) 客体の選定
- (2) 被検者に了解を求める
- (3) 個人ファイル、調査票の作成（予防接種歴等の入力等）
- (4) 検体の採取
- (5) 検査機関への検体輸送
- (6) 検査実施
- (7) 検査成績の記入（システムの画面上での個人ファイル入力）
- (8) 結果票の作成
- (9) 調査票等の報告及び血清の送付
- (10) 分析
- (11) 予測

8 検査の方法

「感染症病流行予測調査事業検査術式（平成14年6月）」に沿って行う。

インフルエンザ感受性調査術式については、平成10年度より抗体価の表示方法が変更となり、WHOの基準に合わせて、抗原及び血球による希釈を考慮せずに、血清の希釈倍数のみで表示することとなった。血清希釈1:10を最低希釈倍数とする。

9 調査結果の記録

感受性調査については、後日感染研から配布する「感染症流行予測調査システムの2004年版調査運用手順」に従って、所定の事項を流行予測調査システム画面上の個人ファイルに記入すること。ただし、個人の氏名は記入の必要はない。なお、システム媒体にはバージョンアップと新規インストールが保存されており、新規インストールを選択すると過去のデータがすべて消失するため、新規インストールを選択する場合は、必ず過去のデータを退避してからインストールすること。

感染源調査については、各疾病ごとに定める様式によること。

10 検査結果の解析及び報告

感染研感染症情報センター第三室は検査結果を解析し、厚生労働省健康局結核感染症課へ報告するものとする。各都道府県衛生研究所より感染研へメールにて報告する場合は、メール表題の先頭に県番号、県名をつけて送付すること。（例：13 東京都）

関係連絡先

◎厚生労働省健康局結核感染症課

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL 03-5253-1111 (代)

◎国立感染症研究所

総務部業務課

感染症情報センター第三室

病原微生物検出情報事務局

ウイルス第一部第二室

〒162-8640 東京都新宿区戸山1-23-1

TEL 03-5285-1111 (代)

E-mail yosoku@nih.go.jp (感染症情報センター第三室)

◎国立感染症研究所村山分室

ウイルス第二部第二室

ウイルス第三部第一室

ウイルス第三部第二室

ウイルス第三部第三室

〒208-0011 東京都武蔵村山市学園4-7-1

TEL 042-561-0771 (代)

○ 感染源調査

(1) 調査時期

5月から10月（当該地区の生ワクチン接種後2ヶ月以上経過した時点を厳守のこと）

(2) 調査客体（被験者）及び地区の選定

当該都道府県につき1地区を選定し、客体については、年齢区分を設け、0～1歳、2～3歳、4～6歳の3区分より各20名ずつ、計60名を選定する。

(3) 調査事項

客体（被験者）から糞便を採取し、ポリオウイルスの分離を行い、分離し得た場合はウイルスの同定を行うとともに様式1の調査票に掲げる事項について調査する。
ポリオウイルスが分離同定された場合は、平成12年5月8日付け健医感発第43号厚生省保健医療局結核感染症課長通知「ウイルス行政検査について」の手続きにより、ウイルス行政検査依頼書（あて先は国立感染症研究所長）感染研総務部業務課あてに、また、検体に関しては送付前に感染研感染症情報センター第三室に連絡し、送付の日程について相談すること。

(4) 調査票の記入、集計及び報告

様式1により所定の事項を記入し、その結果を様式2により集計すること。様式1の被験者番号の末尾に糞便を表す「K」を付すること。

検査成績判明後、様式1及び様式2を速やかに感染研感染症情報センター第三室あてに送付すること。

なお、本年から氏名記載欄をもうけておらず、イニシャルについても記載の必要はない。

1 感受性調査

(1) 調査時期

7月から9月（予防接種実施前）が望ましいが、当該シーズンのインフルエンザの流行が終息していることが確実な場合は、この時期以前でも可とする。ただし、5月以降であること。また、当該シーズンのインフルエンザの流行が始まっていないことが確実で、当該シーズンのインフルエンザワクチンの接種を受けていないことが確実な場合は、この時期以降でも可とする。ただし、10月16日以前であること。インフルエンザワクチン接種歴については、昨（2003/2004）シーズンの接種回数と一昨（2002/2003）シーズンの接種回数を報告する。インフルエンザ感受性調査には、市販のHI抗血清をコントロール血清として同時に測定すること。

(2) 調査客体及び地区の選定

当該都道府県につき1地区を選定し、客体（被検者）については、年齢区分を設け、0～4歳、5～9歳、10～14歳、15～19歳、20～29歳、30～39歳、40～49歳、50～59歳、60歳以上の9区分より各25名ずつ、計225名を選定する。

(3) 調査事項

客体（被検者）から採血し、血清中の型別インフルエンザ赤血球凝集抑制抗体価（HI抗体価）及び個人ファイルに掲げる事項について調査する。

抗体価の測定は、感染症流行予測調査事業検査術式（平成14年6月）赤血球凝集抑制試験による。ただし、抗体価の表示については血清希釈1：10より行い、血球による希釈については考慮せず、血清希釈倍数のみで表示するものとする。

本年度使用抗原は、以下の通りである。

A/New Caledonia（ニューカレドニア）/20/99（H1N1）
 A/Wyoming（ワイオミング）/3/2003（H3N2）
 B/Shanghai（上海）/361/2002（山形系統株）
 B/Brisbane（ブリスベン）/32/2002（ビクトリア系統株）

使用抗原のうち、「ニューカレドニア」、「ワイオミング」及び「上海」については、市販しているウイルス診断キットを購入し、使用のこと。測定に関しては、市販のHI抗血清をコントロール血清として用い、必ず検証すること。血球は、0.5%ニワトリ赤血球を使用すること。感染研からはB/Brisbane（ブリスベン）/32/2002（ビクトリア系統株）のみ送付する。

(4) 速報、個人ファイルの記入及び報告

インフルエンザの抗体保有状況を流行期前に明らかにするために、速報用として10月16日（金）までに、それまでに得られた測定結果を、客体の検体番号、年齢、性別とともにエクセルファイル形式にて感染研感染症情報センター第三室あてに送付する。

個人ファイルについては、第1の9「調査結果の記録」により所定の事項を記入する

こと。
使用抗原ごとの結果は、以下の欄に記入する。

A/New Caledonia (ニューカレドニア) /20/99 (H1N1)	→ H1N1-1欄
A/Wyoming (ワイオミング) /3/2003 (H3N2)	→ H3N2-1欄
B/Shanghai (上海) /361/2002	→ B-1欄
B/Brisbane(ブリスベン)/32/2002 (ビクトリア系統)	→ B-2欄

ワクチン接種歴については、昨(2003/2004)シーズンの接種回数と一昨(2002/2003)シーズンの接種回数を報告する。検査成績判明後、成績を記入し、12月28日(火)までに感染研感染症情報センター第三室あてに報告ファイル形式にて送付する。

2 新型インフルエンザウイルスの出現を想定した感染源調査

(1) 調査時期、回数、調査客体及び地区の選定

事前に実施したアンケート調査に基づき、調査時期を決定した。

- 1) 通年での調査を実施する都道府県：6月～2月の9か月間、なるべく県産のブタが集まると畜場1箇所を選定し、各月10頭ずつ選定し、計90頭を客体(検体)とする。
- 2) 冬のみ実施の都道府県は、11月～2月の4か月間、なるべく県産のブタが集まると畜場1箇所を選定し、各月20頭ずつ選定し、計80頭を客体(検体)とする。
- 3) 夏のみ実施の都道府県は、改正点(6)の日本脳炎感染源調査時期及び回数と同じとする。

(ア) 沖縄県は、5月上・中・下旬、6月上・中・下旬、7月上・中・下旬、8月上旬の各旬1回ずつ計10回とする。

(イ) 北海道及び東北地方の各県は、7月下旬、8月上・中・下旬、9月上・中・下旬の各旬1回ずつ計7回とする。

(ウ) 沖縄県以外の近畿地方以西の各府県は、7月上・中・下旬、8月上・中・下旬、9月上・中旬の各旬1回ずつ計8回とする。

(エ) それ以外の各都県は、7月中・下旬、8月上・中・下旬、9月上・中・下旬の各旬1回ずつ計8回とする。

- 4) 客体の選定にあたり、ブタの種別、性別は問わないが、生後5～8カ月のものを対象とすること。

(2) 調査事項

原則として血清中のインフルエンザウイルス赤血球凝集抑制抗体(HI抗体)を検出する。

1) 新型ウイルスHI試験

- (ア) マイクロタイター法を用いる。
- (イ) 血清の前処理方法を記載する。
- (ウ) 0.5%七面鳥赤血球を用いる。

(エ) HI抗体検査に使用する抗原は以下の4種類である。

不活化A/swine/埼玉/27/2003 (H1N2)
不活化A/Vietnam/1194/2004 (NIBRG-14) (H5N1)
不活化A/mallard/Netherlands/12/2000 (H7N3)
不活化A/香港/2108/2003 (H9N2)

2) 陽性検体については、検体処理にさかのぼって再検査し、複数回の陽性が確認できたものを陽性とする。

3) 血清の前処理方法

新型インフルエンザを想定した感染源調査では、感染症流行予測調査事業検査術式(平成14年6月)19頁に従って、ブタ血清はすべてRDE(II)処理を行う。RDE(II)処理を行った後、七面鳥赤血球を用いて吸収処理を行う。HI試験には0.5%七面鳥赤血球を使用する。赤血球の種類を変更した理由は、A/swine/埼玉/27/2003がニワトリ赤血球に対して、感受性が低いことによる。(尚、ヒトの感受性調査については、昨年と同様0.5%ニワトリ赤血球を用いる。)

4) 陽性検体の取り扱い

H5あるいはH7あるいはH9抗原に陽性のブタ血清検体については、血清の再処理から再検し、複数回の再検後も1:20以上のHI抗体価を示した検体については、再検成績を添付の上、感染研ウイルス第三部に送付し双方で確認する。なお、ブタのHIウイルスはブタに常在するウイルスであることから、この亜型のみで陽性反応を示した血清検体は、送付する必要がない。送付前に感染症情報センター第三室に連絡し、送付の日程について相談すること。

(3) 検査結果の報告

検査の結果は、検査後速やかに客体番号、採血場所、採血年月日、検査ブタ年齢、検査日とともに、エクセル形式ファイルにて感染研感染症情報センター第三室あてに送付する。

なお、抗原の不活化に時間を要するため、抗原の送付は秋以降になる予定である。抗原送付まで、採取ブタ血清を-20℃以下に保存すること。

1 感染源調査

(1) 調査時期及び回数

5月から9月の間で、次の区分による回数

- ア. 沖縄県は、5月上・中・下旬、6月上・中・下旬、7月上・中・下旬、8月上旬の各旬1回ずつ計10回とする。
- イ. 北海道及び東北地方の各県は、7月下旬、8月上・中・下旬、9月の上・中・下旬の各旬1回ずつ計7回とする。
- ウ. 沖縄県以外の近畿地方以西の各府県は、7月上・中・下旬、8月上・中・下旬、9月上・中旬の各旬1回ずつ計8回とする。
- エ. それ以外の各都県は、7月中・下旬、8月上・中・下旬、9月上・中・下旬の各旬1回ずつ計8回とする。

(2) 調査客体及び地区の選定

各都道府県につき、なるべく県産のブタが集まると畜場1ヵ所を選定し、各旬10頭ずつ選定し、計80頭（北海道及び東北地方の各県は70頭、沖縄県は100頭）を客体とする。客体の選定にあたり、ブタの種別、性別は問わないが、生後5～8ヵ月のものを対象とすること。

(3) 調査事項

客体（ブタ）から採血し、血清中の日本脳炎赤血球凝集抑制抗体価（HI抗体価）、様式3及び様式4に掲げる事項について調査する。

なお、1：40以上のHI抗体価を示す検体については、北海道、東北地方を除くすべての都府県において2ME（2-Mercaptoethanol）感受性抗体の測定を行う。北海道、東北地方においては、1：10以上のHI抗体価を示す全ての陽性検体について2ME感受性抗体の測定を行う。

(4) 調査票の記入、集計及び報告

様式3及び様式4により、所定の事項を記入すること。

検査成績判明後、その結果を直ちに当該都道府県衛生部あてに報告するとともに様式4の結果票を速やかに感染研感染症情報センター第三室あてに送付すること。

感染研は、報告受理後資料をまとめ、各調査時期ごとに厚生労働省健康局結核感染症課に通知すること。

2 感受性調査

(1) 調査時期

7月から9月

(2) 調査客体（被検者）及び地区の選定

当該都道府県につき1地区を選定し、客体（被検者）については、年齢区分を設け、0～4歳、5～9歳、10～14歳、15～19歳、20～29歳、30～39歳、40～49歳、50～59歳、60歳以上の9区分より各25名ずつ、計225名を選定する。

(3) 調査事項

客体（被検者）から採血し、血清中の日本脳炎ウイルス中和抗体価及び第1の9によ

り個人票に掲げる事項について調査する。

(4) 個人ファイルの記入及び報告

第1の9により所定の事項を記入すること。なお、ワクチン接種歴については、できるだけ母子手帳あるいは予防接種台帳と照合し、確認を行うこと。検査成績判明後、個人ファイルに検査成績を記入すること。報告は、検査成績判明後、12月28日(火)までに感染研感染症情報センター第三室あてに送付すること。

3 確認患者調査

日本脳炎患者の確定診断については、平成11年3月30日付け健医感発第46号「感染症法に基づく医師から都道府県知事等への届出のための基準について」により示されているところであるが、確認された患者については、可能な限り予防接種歴および予後を調査し、様式4の(2)に記入の上報告すること。

○ 感受性調査

(1) 調査時期

7月から9月

(2) 調査客体（被検者）及び地区の選定

当該都道府県につき1地区を選定し、客体（被検者）については、年齢区分を設け、0～4歳、5～9歳、10～14歳、15～19歳、20～24歳、25～29歳、30～34歳、35～39歳、40歳以上の9区分より男女各20名ずつ、計360名を選定する。

(3) 調査事項

客体（被検者）から採血し、血清中の風疹赤血球凝集抑制抗体価（HI抗体価）及び個人ファイルに掲げる事項について調査する。

(4) 個人ファイルの記入及び報告

第1の9により所定の事項を記入すること。なお、ワクチン接種歴については、できるだけ母子手帳あるいは予防接種台帳と照合し、確認を行うこと。検査成績判明後、個人ファイルに検査成績を記入すること。

報告は、検査成績判明後、12月28日（火）までに感染研感染症情報センター第三室あてに送付すること。

第6 麻疹

○ 感受性調査

(1) 調査時期

7月から9月

(2) 調査客体（被検者）及び地区の選定

当該都道府県につき1地区を選定し、客体（被検者）については、年齢区分を設け、0～1歳、2～3歳、4～6歳、7～9歳、10～14歳、15～19歳、20～29歳、30～39歳、40歳以上の9区分より各25名ずつ、計225名を選定する。

(3) 調査事項

客体（被検者）から採血し、血清中の麻疹ゼラチン粒子凝集抗体価（PA抗体価）及び個人票に掲げる事項について調査する。

(4) 個人ファイルの記入及び報告

第5 風疹（感受性調査）と同じ。

第7 血清取扱い要領

1 血清の採取

血液を無菌的に採取し、血清を分離する。

2 血清の送付書

- (1) 乳幼児（未就学児童）の血清については量を問わず極力送付する。
- (2) (1) 以外の者の血清については、1. 0ml 以上が望ましい。

3 血清の検査

それぞれの疾病ごとに指定された検査項目について実施するが、検査術式については、できるだけマイクロタイター法（微量測定法）によることが望ましい。

4 検査結果の記録

流行予測調査により収集した血清についての情報は、検査結果を全て個人ファイルに入力する。入力の終わった個人ファイルは、感染研感染症情報センター第三室に送付すること。なお、当該血清について流行予測調査で行う疾病以外の個人ファイルに掲げてある疾病について検査を実施したときも、その結果を記入すること。

5 血清の保存及び輸送方法

血清の保存は凍結保存を行う。保存の容器は感染研より無料配布するポリプロピレン製小アンプルを用いること。

また、都道府県衛生研究所から感染症情報センター第三室への血清の輸送については、輸送距離に応じ、以下の方法の内から適当な手段を選び行うこととする。

- (1) ドライアイスをつめた発泡スチロールの箱に血清を入れ、担当者が持参する。
- (2) ドライアイスをつめた発泡スチロールの箱に血清を入れ輸送する。

なお、血清の送付については、当該血清の検査が終了後、直ちに感染研感染症情報センター第三室に送付することとする。送付にあたっては、前もって連絡すること。

6 検体番号記入方法

感染研への送付検体については、血清を入れた小アンプルに個人ファイルに従った検体番号を油性インクで直接明記し、その上を透明ビニールテープ等で覆い、消えないようにすること。

7 血清送付票

検体の送付に際し、調査、疾病別にその概略を記入した血清送付票（様式5）及び検体番号とその検体の送付血清量を記入した送付血清検体一覧表（様式6）を検体と同時に感染研感染症情報センター第三室に送付すること。本調査のため被検者から検体を採取する場合、別紙（案）を参考にし、本調査の趣旨及びプライバシーの保護について適切な予防措置が行われることを十分に説明した上、承諾の得られた者について検査を行うこと。同意の得られた血清については、国内

血清バンクにおいて個人が特定できないよう管理保管され、将来、新たに見つかった病原体あるいは測定法が開発された疾患等に対する抗体測定、免疫保有状況の調査に利用させていただくものとする。

8 流行予測調査以外の血清の送付依頼

健康診断の際、採取した血清、特殊血清（患者血清）等、感染症流行予測調査以外の血清についても可能であれば送付願いたい。その場合、被検者から検体を採取する場合、別紙（案）を参考にし、趣旨及びプライバシーの保護について適切な予防措置が行われることを十分に説明した上、承諾の得られたものについてのみ行うこと。同意の得られた血清については、国内血清バンクにおいて個人が特定できないよう管理保管され、将来、新たに見つかった病原体あるいは測定法が開発された疾患等に対する抗体測定、免疫保有状況の調査に利用させていただくものとする。

この場合においても、感染研感染症情報センター第三室へ血清送付票（様式5）及び検体番号とその検体の送付血清量を記入した送付血清検体一覧表（様式6）を検体に添付のうえ送付願いたい。

〇〇県衛生研究所長 様

『感染症流行予測調査事業』への参加のお願い（案）

1. はじめに

感染症流行予測調査事業とは、わが国の国民がどのくらい病気に対する免疫を持っているか（集団免疫の現況把握）や、どのような病原体が見つかるか（病原体の検索）の調査を行い、それらの結果と各種情報とを併せて検討し、予防接種事業の効果的な運用、および長期的な視野で病気の流行を予測することを目的とする厚生労働省の事業です。

2. 調査方法について

【集団免疫の現況把握】

全国の様々な年齢の健康な方から血液を採取し、ワクチン接種により予防が可能な病気について、免疫状態を調べます（抗体の測定）。今回、あなたの血清では、[インフルエンザ、日本脳炎、風しん、麻しん（はしか）、ポリオ]（○印の病気）について調査を行います。

【病原体の検索】

ポリオは日本を含む西太平洋地域では根絶宣言が出されていますが、インド、パキスタン、アフガニスタン等の国々ではまだポリオ患者さんが発生しています。現在のように高いワクチン接種率が維持されないと、野生株ポリオウイルスが海外から入ってきた場合、流行を阻止することができなくなります。この調査では、健康な小児から糞便を採取し、野生株のポリオウイルスがないかどうかについて調査を行います。

3. 調査結果について

調査により得られた結果は、後日、個々にご報告いたします。また、集計された結果は、『感染症流行予測調査報告書』として厚生労働省から発行され、今後の予防接種計画の作成や感染症の流行を予測するための資料として利用されています。また、主要なグラフと解析記事を国立感染症研究所のインターネットホームページ (<http://idsc.nih.go.jp/index-j.html>) に掲載し、広く閲覧出来るようになっていました。なお、本調査にご協力頂いた場合でも、個人が特定される情報が発表されることは決してありませんので、何卒、日本の感染症対策にご協力くださいますようお願い申し上げます。

以上のことをご理解いただき、本事業に参加していただけるのであれば、ご署名をお願いいたします。

平成 年 月 日

署 名 _____

保護者署名 _____ (未成年者の場合)

〇〇県衛生研究所長 様

『国内血清銀行』への血清保存のお願い（案）

1. はじめに

国内血清銀行（国内血清バンク）とは、血清の保存・管理・利用および集団における抗体保有状況の解析により、わが国における感染症の動態を把握し、感染症の予防、予防接種対策など、国民生活の向上に貢献するとともに、併せて関係分野の研究にも寄与することを目的としています。

2. 血清の保存・管理について

全国各地の様々な年齢の健康な方から血液を頂き、適切な条件（超低温管理）で長期間冷凍保存しています。また、保存時には個人を特定するような情報はすべて削除されています。

3. 保存血清の利用について

感染症（新たに出現あるいは再出現した感染症など）に対する免疫状態の把握や新しい検査方法の開発などに利用させていただきます。なお、保存血清の利用により得られた結果について、上記のように後から個人を特定することができなくなっていますので、個々に結果をお返しできませんことをご了承ください。

以上のことをご理解いただき、国内血清銀行への血清の保存を承諾していただけるのであれば、ご署名をお願いいたします。

平成 年 月 日

署 名 _____

保護者署名 _____

(未成年者の場合)

(様式3)

日本脳炎流行予測調査票（と畜場ブタ抗体調査）

と畜場名： _____

検査期間： 年 月 日 から 年 月 日まで

採血月日	検査ブタ 番号	検査ブタ 年齢	飼育地	検査月日	HI 抗体価 JaGAR01	その他

都道府県名 _____

地方衛生研究所名 _____

地区日本脳炎結果票 (平成 年 月 日)

(1) プタ情報

(ア) HI 陽性率

と畜場名	採血月日	検査頭数	HI 抗体価								HI 陽性率
			<10	10	20	40	80	160	320	≥640	

(イ) 2ME 感受性抗体保有率 (1 : 40 以上)

と畜場名	採血月日	ブタ番号	HI 抗体価		(※1) 2ME 感受性	(※2) 2ME 感受性抗体保有率
			対照	2ME 処理		
						Y/X

(※1) 2ME 処理により同時に行った未処理の対照により、HI 価が1/8以上に下がった場合を陽性 (+) とし、1/4の低下を疑陽性 (±)、不変または1/2の低下を陰性 (-) とする。

(※2) X→2ME 検査血清件数 Y→2ME 感受性陽性 (+) 件数

様式4(2)

日本脳炎患者確認検査情報

採血番号	患者年齢	発病年月日 (採血年月日)	診断根拠(*)	診断結果	予後	予防接種歴

(*)血清学的検査(赤血球凝集抑制反応、補体結合反応、ELISA 等)、ウイルス学的検査、病理学的検査の別について採血日順に記載すること。

(様式5)

血清送付票

機関名

血清検体数

採血の目的

年齢分布

歳より

歳まで

採血年月日

検査項目

(抗原または方法)

(様式1)

(枚のうち 枚目)

ポリオ流行予測調査票(ウイルス分離被検者名簿)

保健所名:

地区名:

都道府県名:

被検者番号 (符号)	生年月日	満年齢 性別	過去6ヶ月以内に 生ワクチンを受けた兄弟の 有無	生ワクチン接種歴 最近の接種年月日	採便月日 (K)	ウイルス分離	分離ウイルス株名
	昭平年月日	満男 歳女	有 無	有 無 不明 年 月 日	月 日	+	
	昭平年月日	満男 歳女	有 無	有 無 不明 年 月 日	月 日	+	
	昭平年月日	満男 歳女	有 無	有 無 不明 年 月 日	月 日	+	
	昭平年月日	満男 歳女	有 無	有 無 不明 年 月 日	月 日	+	
	昭平年月日	満男 歳女	有 無	有 無 不明 年 月 日	月 日	+	
	昭平年月日	満男 歳女	有 無	有 無 不明 年 月 日	月 日	+	
	昭平年月日	満男 歳女	有 無	有 無 不明 年 月 日	月 日	+	
	昭平年月日	満男 歳女	有 無	有 無 不明 年 月 日	月 日	+	
	昭平年月日	満男 歳女	有 無	有 無 不明 年 月 日	月 日	+	
	昭平年月日	満男 歳女	有 無	有 無 不明 年 月 日	月 日	+	

2 その他の特記事項

(備考) 1 当該地区における最近のポリオワクチン接種状況

初回	時期	接種率	時期	接種率
年 月 日	年 月 日	%	年 月 日	%
	第2回			

(様式2)

性・型・年齢区分別ポリオウイルス分離結果票

都道府県

保健所名：

地区名：

実施

	男					女						
	(一)	I型	II型	III型	ポリオ以外	計	(一)	I型	II型	III型	ポリオ以外	計
0歳												
1歳												
2歳												
3歳												
4歳												
5歳												
6歳												
計												

平成16年度感染症流行予測調査費予算執行要領

1 趣旨

この要領は、平成16年度における感染症流行予測調査に必要な経費の予算執行に関し、国及び国からその事務の委任を受けた関係都道府県支出負担行為担当官が行う所掌事務について明確にし、事務の円滑なる運営を図るものである。

2 国が行う事務

- (1) 中央調査員会議に必要な経費、国の職員旅費及び調査報告書作成等の印刷製本費等の支出負担行為並びに調査対象者に対する謝礼品を関係都道府県に送付すること
- (2) 関係都道府県に対する予算の示達を行うこと
- (3) 示達した予算についてその執行状況の把握を行うこと

3 国から委任を受けた関係都道府県支出負担行為担当官が行う事務

支出負担行為担当官は、示達を受けた予算の範囲内において、次の各号に掲げる経費の支出負担行為を行う。

(1) 謝金

- ア 都道府県内の学識経験者で地方調査員会議委員となった者に対する謝金
- イ 調査地域内において、調査に協力する市町村関係者等に対する謝金

(2) 旅費（地方調査員現地指導等旅費）

この旅行のための旅行依頼は、国家公務員等の旅費に関する法律に基づき、関係都道府県衛生主管部（局）長が行うものとし、旅費の支給については、別添1「平成16年度感染症流行予測調査委員等旅費（地方調査員現地指導等旅費）執行要領」に基づき実施すること。

(3) 検査費

国が関係都道府県衛生研究所（以下「地方衛生研究所」という。）に検査依頼した場合の検査費。

なお、この場合における支出負担行為は、国（委任を受けた関係都道府県支出負担行為担当官）と地方衛生研究所との間で請負契約（様式1、契約書（案）参考）を締結して行うものとする。

ただし、この契約の相手方につき都道府県内の事情により地方衛生研究所長と契約を締結できない場合は、都道府県知事であっても差し支えない。

おって、契約締結後、契約書の写し1部を国（厚生労働省健康局結核感染症課）あて送付すること。

(4) 通信運搬費

関係都道府県が厚生労働省（国立感染症研究所）に調査結果等を送付するために必要な経費。

(5) 謝礼品

調査対象者に対する謝礼品であり、送付を受けた関係都道府県は、様式2による受領書に品目、数量を記入の上、国に送付するものとし、事業が完了したときは、様式3により結果報告書を提出すること。

4 国が都道府県に示達する予算の内容及びその算出方法

別添2のとおり。

5 留意事項

この流行予測調査事業は、国が直接行うものである。

ただし、予算執行について、その円滑な推進を図るため、関係都道府県に設置されている支出負担行為担当官及び支出官にその事務の一部を委任して行う。

契 約 書 (案)

感染症流行予測調査に必要な検査に関し、支出負担行為担当官〇〇県衛生部長〇〇〇〇（以下「甲」という。）と〇〇県衛生研究所長〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間に次の条項により契約を締結する。

第 1 条 乙は感染症流行予測調査事業に必要な検査（以下「検査」という。）を行うに当たっては、「平成 16 年度感染症流行予測調査実施要領」及びこの契約書に定めるところによるものとする。

第 2 条 乙が引き受ける検査項目及び検査件数は次のとおりとする。

1	ポリオ	
	ウイルス分離同定検査	件
2	インフルエンザ	
	赤血球凝集抑制反応検査（人）	件
	赤血球凝集抑制反応検査（豚）	件
3	日本脳炎	
	中和抗体検査（人）	件
	赤血球凝集抑制反応検査（豚）	件
4	風疹	
	赤血球凝集抑制反応検査	件
5	麻疹	
	ゼラチン粒子凝集反応検査	件

（注） 第 2 条に定める検査件数は、甲乙双方の協議により変更できるものとする。

第 3 条 甲が乙に支払う検査料は、次の 1 件当たり単価に検査数を乗じた額とする。

1	ポリオ	
	ウイルス分離同定検査	7 2 0 円
2	インフルエンザ	
	赤血球凝集抑制反応検査（人）	9 2 0 円
	赤血球凝集抑制反応検査（豚）	4 0 0 円
3	日本脳炎	
	中和抗体検査（人）	1, 6 4 0 円
	赤血球凝集抑制反応検査（豚）	7 4 0 円
4	風疹	

赤血球凝集抑制反応検査

720円

5 麻疹

ゼラチン粒子凝集反応検査

720円

第4条 乙は検査のため、検体採取を行うに当たっては、対象者に対し本調査の主旨及びプライバシーの保護についての説明を十分に行い、承諾の得られた者について、甲が指定した調査地域内で行うものとする。

第5条 乙は、第1条の規定に基づき検査を行った場合は、その調査単位ごとに個人ファイルを作成し、甲に報告するものとする。

第6条 乙は、前条に規定する報告を完了したのち、その検査実施件数により代金を甲に請求するものとする。

第7条 甲は、乙からの請求書を受領したときは、その内容を確認し、速やかに乙に対してその代金を支払うものとする。

第8条 この契約書に定められていない事項については、甲乙双方協議のうえ、これを定めるものとする。

第9条 この契約の期間は、契約を締結した日から平成17年3月31日までとする。ただし、平成16年4月1日から契約締結の前日までに行った事業については、この契約により実施したこととみなすものとする。

この契約締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を所持するものとする。

平成 年 月 日

甲 支出負担行為担当官

〇〇〇都道府県衛生主管部（局）長

〇〇〇〇〇 印

乙 〇〇〇都道府県衛生研究所長

〇〇〇〇〇 印

様式 2

受 領 書

平成16年度感染症流行予測調査における調査対象者に対する謝礼品として、下記数量を受領した。

品 名	数 量

平成 年 月 日

都道府県衛生主管部局（長） 印

厚生労働省健康局
結核感染症課長 殿

結 果 報 告 書

平成16年度感染症流行予測調査事業が完了したので、調査対象者に対し配布した謝礼品の配布結果を報告する。

品 目	受領数量	配布数量	差引数量	備 考

平成 年 月 日

都道府県衛生主管部局（長） 印

厚生労働省健康局
結核感染症課長 殿

平成 16 年度感染症流行予測調査委員等旅費 (地方調査員現地指導等旅費) 執行要領

1 旅行手続

地方調査員が現地指導等のため旅行する場合は、別表第一(甲)による旅行命令簿及び別表第二(第一号様式)(甲)による旅費概算請求書により、当該都道府県衛生主管部(局)長の許可を得ること。

2 旅費の支給

旅費は、国家公務員行政職俸給表(一)による8級相当のものとして支給するものとし、その計算方法は次によること。

(1) 旅行日数

旅費計算上の旅行日数は、旅行のために要した日数による。ただし、公務上必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあつては400km、水路旅行にあつては200km、陸路旅行にあつては50kmについて1日の割合を持って通算した日数を超えることができない。

(2) 旅 費

ア 鉄道運賃

(7) 旅客運賃

(4) 急行料金

a 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100km以上の場合は特別急行料金

b 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50km以上の場合は普通急行料金

イ 船 賃

中級の運賃

ウ 車 賃 (バス等)

1km当たり37円、ただし、公務上必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支給することができない場合は、実費額による。

なお、通算した路程に1km未満の端数を生じたときはこれを切り捨てる。

エ 日 当

日 当 1 日 2, 200 円

半日当 鉄道 100 km 未満、水路 50 km 未満又は陸路 25 km 未満の旅行の場合における日当の額は、公務上必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、日当の2分の1に相当する額。

(注) 公務上必要として宿泊した場合は理由書を添付して支出すること。

オ 宿泊料

甲 地 (国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)別表第1の1備考に規定する甲地方)

10, 900 円

乙 地 (甲地以外の地域) 9, 800 円

(3) 在勤地内旅行の旅費

在勤地内(在勤官署より半径8 km以内)における旅行について

ア 旅行が行程8 km以上16 km未満の場合又は引き続き5時間以上8時間未満の場合には日当定額3分の1に相当する額

イ 旅行が行程16 km以上又は引き続き8時間以上の場合には、日当の定額の2分の1に相当する額

ウ 公務上必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には、宿泊料金額の2分の1に相当する額

(4) 在勤地以外の同一地域内旅行の旅費

在勤地以外の同一地域内における旅行(例えばA市に旅行したものが1日中A市の地域内だけを旅行する場合のことをいう。)について鉄道賃、船賃及び車賃は支給されない。ただし、次に該当する場合については旅費の支給がある。

ア 鉄道100 km、水路50 km、陸路25 km以上の旅行の場合には規定による鉄道賃、船賃及び車賃

イ アに該当する場合を除くほか、公務上必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃及び車賃を要する場合で、その実費額が当該旅行について支給される日当額の2分の1に相当する額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃及び車賃

(5) 旅費の調整

旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を無料で利用したため正規の鉄道賃、船賃及び宿泊料を支給することが適当でない場合には、前記金額を支給しないものとする。

感染症流行予測調査費算出方法

区 分	算 出 方 法	摘 要
<p>諸 謝 金</p> <p>地方調査員会議出席者謝金 調査協力者謝金</p>	<p>$2,500円 \times 2人 \times 疾病数 \times 2回$ $2,000円 \times 調査地区数 \times 1人 \times 1回$</p>	<p>県内学識経験者に対するもの 調査地区市町村関係者等に対するもの</p>
<p>委員等旅費</p> <p>地方調査員現地指導等 旅費</p>	<p>$1,300円 \times 調査地区数 \times 2人 \times 4回(日額分)$ $1,300円 \times 調査地区数 \times 1人 \times 2回(その他)$</p>	
<p>感染症流行予測調査費</p> <p>通信運搬費</p> <p>会 議 費</p> <p>検 査 費</p>	<p>1県当たり2,500円</p> <p>地方調査員会議 $130円 \times 7人 \times 疾病数 \times 2回$</p> <p>1 ポリオ ウイルス分離同定検査 $720円 \times 実施件数$</p> <p>2 インフルエンザ[*] 赤血球凝集抑制反応検査 (人) $920円 \times 実施件数$ (豚) $400円 \times 実施件数$</p> <p>3 日本 脳 炎 中和抗体検査(人) $1,640円 \times 実施件数$ 赤血球凝集抑制反応検査 (豚) $740円 \times 実施件数$</p> <p>4 風 疹 赤血球凝集抑制反応検査 $720円 \times 実施件数$</p> <p>5 麻 疹 ゼラチン粒子凝集反応検査 $720円 \times 実施件数$</p>	<p>一疾病につき7人</p> <p>感染源調査</p> <p>感受性調査 感染源調査</p> <p>感受性調査 感染源調査</p> <p>感受性調査</p> <p>感受性調査</p> <p>感受性調査</p>